第三十一条第一項第三号中「又は通勤」及び「ものであるときは、その」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　障害の原因である病気又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合はその旨

第三十一条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

第三十一条第二項第一号中「履歴書」を「状況報告書」に改め、同項第四号中「前項第四号又は第六号」を「前項第七号」に、「同項第四号又は第六号」を「同号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「前項第七号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第三十一条に次の二項を加える。

3　第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第三十一条を第二十七条とする。

第三十一条の二の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一項中「障害共済年金」を「職務障害年金」に、「第七十四条第一項第二号」を「第七十五条の四第一項第二号」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「、その支給を行う者の名称」を削り、同条第二項中「第七十四条第三項」を「第七十五条の四第二項」に、「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条を第二十七条の二とする。

第三十一条の三の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を削り、同条を第二十七条の三とする。

第三十一条の三の二の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に、「する障害共済年金」を「する職務障害年金」に、「申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一項中「第七十四条の二第三項」を「第七十五条の五第二項」に、「障害共済年金」を「職務障害年金」に、「申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては」を「申出書を」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第三号中「第七十四条の二第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を削り、同条を第二十七条の五とする。

第三十一条の四の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一項中「障害共済年金」を「職務障害年金」に、「第八十四条第一項若しくは第二項又は第八十六条」を「第八十五条第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、第三十一条の四に次の二項を加える。

3　前二項の規定は、職務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

4　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第三十一条の四を第二十七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七　職務障害年金の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　職務障害年金の年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

3　事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務障害年金の支払を差し止めることができる。

4　第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

第三十一条の四の二を削る。

第三十一条の五の見出し中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条中「障害共済年金」を「職務障害年金」に改め、同条第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条を第二十七条の八とする。

第三十二条から第三十三条の五までを削る。

第三十三条の六の見出し中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条第一項中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に、「その者」を「請求者」に、「続柄」を「身分関係」に改め、同項第二号中「生年月日」の下に「、基礎年金番号」を加え、同項中第九号を第十三号とし、第八号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号を同項第十二号とし、第七号を削り、第六号を第十一号とし、第五号の三を削り、同項第五号の二中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある者を除く。）」を削り、同号を同項第十号とし、同項第五号中「妻」を「配偶者」に、「又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金を受けることができるときは、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号」を「は、その旨」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第七十四条第一項第三号」を「第七十五条の四第一項第三号」に改め、「、その支給を行う者の名称」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第二十五条において準用する組合法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号